

浦安市告示第100号

字の区域の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の字の区域の変更について別紙のとおり定めたので、同条第2項の規定により、告示する。

なお、この告示は、平成26年8月9日から効力を生ずる。

平成26年8月8日

浦安市長 松崎秀樹

変更する区域

変更後	変更前	地 番
字	字	
猫実四丁目	猫実三丁目	73番、74番、75番の一部、76番の一部、77番の一部、78番の一部、255番1の一部、255番2の一部、255番5の一部、256番の一部、257番の一部、261番の一部、262番の一部、263番1の一部、263番2の一部、264番の一部、265番1、265番2、266番1から266番4まで、267番及び268番
堀江二丁目	堀江三丁目	16番2及び16番3の一部
堀江三丁目	堀江二丁目	157番の一部、379番3の一部、379番4の一部、379番5の一部、384番1の一部及び384番2の一部